

# 販路開拓に効果あり！令和元年度補正予算事業 小規模事業者持続化補助金って何？

補助金資料 概要編

株式会社オオサワ・ビジネス・コンサルティング  
中小企業診断士 馬淵裕一

 浜松商工会議所

The Hamamatsu Chamber of Commerce and Industry

- 小規模事業者持続化補助金とは 01:41～03:36
- 概要 03:37～08:30
- 申請時期 08:31～10:16
- 特徴 10:17～14:13
- 対象の経費、対象外の経費 14:14～19:04
- 加点項目 19:05～23:53
- 注意事項、まとめ 23:54～25:34
- 参考資料のURL 25:35～26:32

## ◆小規模事業者持続化補助金って何？

商工会議所・商工会が主導で、**前向きな小規模事業者**に対し補助金という形でその**頑張り(投資)を支援**する国の施策。

※以降、持続化補助金と記述

頑張っている小規模事業者を、国の補助金で支援する。

**地元の商工会議所・商工会と協力して  
事業計画を作成する！**

※浜松市では、可美・篠原・庄内・舞阪・雄踏・旧引佐郡・  
旧浜北市・旧天竜市は商工会地区。

項目	内容
申請対象者	小規模事業者(従業員 <b>20人</b> 以下、サービス業は <b>5人</b> 以下) または個人事業主
補助金額	支払った経費の <b>2/3</b> を <b>国が補助</b> (1/3は申請者が自己負担) ①小規模事業者(一般型)の販路開拓 →補助上限額:50万円 ※新型コロナウイルスの影響を鑑み、100万円に引きあがる可能性あり。 ②認定市町村による特定創業支援等事業の支援 →補助上限額:100万円 ③複数の事業者が連携した共同事業 →補助上限額:500万円(全社合計)
申請期間 事業実施期間	次頁参照
対象となる経費	機械装置費、広報費( <b>チラシ</b> 他)、旅費、展示会出展費、開発費( <b>商品パッケージ</b> 他)、外注費( <b>店舗改装</b> 他)等
申請書類	主に、会社概要等の申請書・対象となる事業の <b>事業計画書</b> を提出
採択	書類選考 別途加点項目も考慮される

◆例年の1～2回程度の申請ではなく、  
10回(本年度は4回)の締め切りとなる

回数	申請締め切り時期	採択結果公表	事業実施期間
第1回	2020年 3月31日(火) 済	2020年6月頃予定	2021年 1月31日(日)
第2回	2020年 6月 5日(金)	2020年8月頃予定	2021年 3月31日(水)
第3回	2020年10月 2日(金)	2020年12月頃予定	2021年 7月31日(土)
第4回	2021年 2月 5日(金)	2020年4月頃予定	2021年11月30日(火)

※第5回以降(2021年度以降)も継続して募集される予定

- ◆ 商工会議所・商工会と共に申請書を作成  
(申請書記述のアドバイスを**無料**で受けられる)
- ◆ 採択率は毎年変動 (2019年は80%以上と例年より高い)  
(毎年40%~50% 予算の余り具合で変化する!)
- ◆ **採択後の経費のみ**が補助金対象となる  
(**過去の経費や申請途中の経費は対象外**なので注意!)
- ◆ PCや自動車など、汎用的に使える設備は対象外  
(これらは他の用途でも使用可能なため)
- ◆ 支払は、**一旦申請者が全額負担**する  
(経費の支払を含め、計画した事業の**完了(実績)報告**  
**を行った後**に補助金が国から支払われる)

- ◆ **機械装置** 本事業の実施に必要な設備
  - ・例：生産性向上の為の鍋・オーブン、冷凍冷蔵庫等
  - 例：新たなサービス提供の為の試作機械、3Dプリンター等
  - ・ソフトウェアは対象、一部の条件化では中古品も対象
- ◆ **広報費** 本事業の販売促進で使用される資料やHP
  - ・例：新商品宣伝の為のHP作成、チラシ、DM、インターネット広告等
  - ・HPは既存ページの改訂でも対象となる
- ◆ **展示会出展費** 新商品等展示会出展や商談会参加の経費
- ◆ **旅費** 事業遂行に必要な調査や展示会往復の旅費等
  - ・宿泊費も対象
- ◆ **外注費** 店舗改装・バリアフリー化の工事等

## ◆機械装置 汎用性のある機械は対象外

- ・自動車車両・自転車（パワーショベル、ブルドーザー等は対象）
- ・パソコン、タブレット、ハードディスク
- ・中古品購入時の修理費用

## ◆広報費 販促には直接関係無い資料は対象外

- ・試供品、販促品などのノベルティ
- ・名刺、商品・サービスの宣伝目的ではない会社の看板・パンフレット

## ◆展示会出展費 飲食代

## ◆旅費 日当、ガソリン代

## ◆外注費 不動産の取得に該当する工事

新型コロナウイルスへの対応として、以下の加点があります。

- (1) 直接的な影響（役員・従業員の罹患(りかん)）
- (2) 間接的な影響（売上減少）

2020年2月から受付締切日までの1カ月間の売上が、前年同月比10%以上減となった事業者に対して、市区町村から「売上減少の証明書」の交付を受ける。

※創業から1年未満の場合、2019年11月～2020年1月の売上高平均値と比較する。



採択審査時に加点される

- ◆賃上げ加点 採択後に本当に賃上げ出来たかの確認有り
  - (1) 給与支給総額増加
  - (2) 事業場内最低賃金引上げ
- ◆事業承継加点 後継者候補が補助事業を中心となって実施
- ◆経営力向上計画加点 **申請時に認定済み**であること！  
昨年までは申請後の認定が認められていたが本年は不可
- ◆地域未来牽引企業等加点 市区町村から認定済みの場合

- ◆申請時には、申請企業作成の書類だけでなく  
商工会議所・商工会側で記載する資料が必要



遅くとも申請締め切りの1週間前には商工会議所へ提出

※浜松商工会議所の場合、第2回締切(6/5)における事業支援  
計画書の作成・交付依頼は**5/29(金)**まで！

- ◆書類だけの審査で一発勝負



予め必要となる書類を確認し、提出し忘れが無いように

※公募要綱のチェックリストで確認を！

早めに用意を行い、余裕をもって提出しましょう

浜松商工会議所 小規模事業者持続化補助金ページ

<https://www.hamamatsu-cci.or.jp/news/show/1204>

TEL:053-452-1115

日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金特設ウェブサイト

<https://r1.jizokukahojokin.info/>

TEL:03-6447-2389

公募要領・申請書雛形はこちら

Copyright ©2020 浜松商工会議所 [Hamamatsu Chamber of Commerce and Industry]